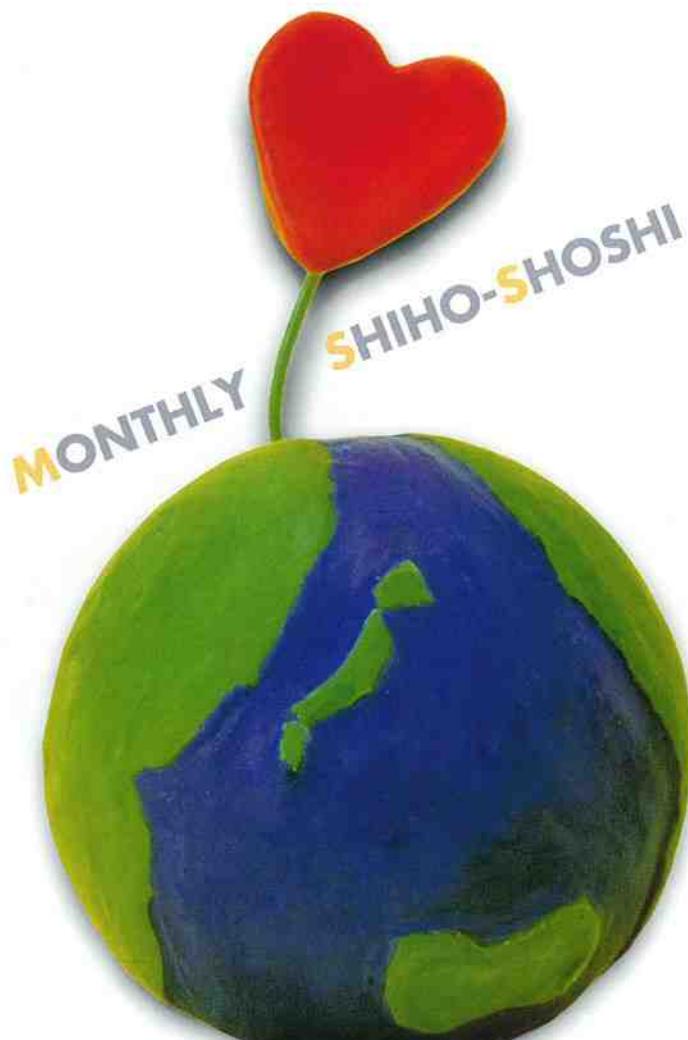


2008
10
OCTOBER

月報

司法書士

特集
労働問題を考える



<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

No.440

懲戒解雇された労働者が解雇予告手当及び退職金の本訴請求をなした事例

鹿児島県司法書士会

梅垣 晃一
（うめがき こういち）

労働契約の終了をめぐる個別本訴を提起し金銭解決をみた事

労使紛争の代表的なものとして、例である。

解雇の有効・無効、解雇予告手

□債務整理から労働相談へ

当及び退職金の請求をめぐるトラブルがある。本件は、身に覚えのない懲戒事由により解雇された労働者が、復職を求めずに解雇予告手当及び退職金請求の書けないし、就業規則を見せる

つもりはない」と社長に言われて困っている。筆者の労働相談は、依頼人のこの一言から始まつた。依頼人は筆者とともに破産申立の準備を行っていたのだ

に申立てをする必要があつたのに申立てをする必要があつたので、筆者はひとまず本人とともに管轄労基署を訪れ、退職金規程を閲覧し、その内容を上申して破産申立てを済ませた。

数週間後、依頼人が解雇通知書を持参して駆け込んできた。尋ねると、「この度の無断欠勤につき、弊社としては今後の在職を認める事が出来ませんので、本日をもつて懲戒解雇とします。」との通知が届いたという。

無断欠勤というのは依頼人にとって身に覚えがない話であると車場のメンテナンスを営む従業員二〇人ほどの株式会社)では、毎週初めに翌週の稼働日が記された個人ごとの勤務表が張り出され、その勤務表どおりに出社すべきところ、最近は仕事が減つて稼働日が少なくなつたため出社しない日も多かつたが、少しでも多く稼ぐため欠勤などするはずもなく、無断欠勤という

□突然の解雇通知

のは会社がでつちあげた人減らしの口実だらうのことであつた。依頼人としては、長年勤務

額の算定の三つである。本件では、①については争いがなく、

分であるという問題があつた。

は、②については争いがなく、

というには、同規程には「退職

金の計算については、勤続年数

及び退職時の給与を基礎にして

明瞭かである。③の平均賃金額

の算定については、労基法一二

けて悔しいし憤りを感じるが、

退職金を計算する」と記載が

会社に失望している面もあり、

あるのみで、具体的な金額の算定

今更戻る気にはなれないという。

ころ、本件では、依頼人が所持

する「給与明細書」により計算

することがでできた。

退職金請求権の要件事実は、

たところ、依頼人によると、近

の和解交渉と、それで解決でき

たところ、依頼人による、近

ない場合の本案訴訟について受

たところ、依頼人による、近

任することになった。なお、不

たところ、依頼人による、近

当解雇による慰謝料請求の可能

たところ、依頼人による、近

性もあつたが、紛争の長期化の

たところ、依頼人による、近

懸念から依頼人はこれを見送つ

たところ、依頼人による、近

た。

□論点整理と証拠収集

実は、①雇用契約の締結、②即時解雇の意思表示、③平均賃金

額の算定の三つである。本件では、①については争いがなく、

いうのは、同規程には「退職

金の計算については、勤続年数

及び退職時の給与を基礎にして

明瞭かである。③の平均賃金額

の算定については、労基法一二

けて悔しいし憤りを感じるが、

退職金を計算する」と記載が

会社に失望している面もあり、

あるのみで、具体的な金額の算定

今更戻る気にはなれないという。

ころ、本件では、依頼人が所持

する「給与明細書」により計算

することがでできた。

退職金請求権の要件事実は、

たところ、依頼人によると、近

の和解交渉と、それで解決でき

たところ、依頼人によると、近

ない場合の本案訴訟について受

たところ、依頼人によると、近

任することになった。なお、不

たところ、依頼人によると、近

当解雇による慰謝料請求の可能

たところ、依頼人によると、近

性もあつたが、紛争の長期化の

たところ、依頼人によると、近

懸念から依頼人はこれを見送つ

たところ、依頼人によると、近

た。

退職金請求権の要件事実は、

時の退職者の例では勤続一年あたり何万円という計算で退職金が支給されているはずだという。

①雇用契約の締結、②退職金規程又はこれに相当する労使慣行

する退職金算定の基礎事実、④この際、元同僚の陳述書や退職

の存在、③退職金規程等に対応

が支給されているはずだという。

①雇用契約の締結、②退職金規程又はこれに相当する労使慣行

□訴訟外の交渉

し解雇予告手当及び退職金を請求する旨の内容証明郵便を送付

会社から回答書が送られてきたが、その内容は「取引先の信用を害したこと及び無断欠勤を理由に懲戒解雇した。」というものであり、依頼人の言い分との隔たりは大きかつた。

□本訴の提起から和解まで

訴訟外の交渉が進捗しないと思われたので、続いて解雇预告手当及び退職金請求の本訴を提起した。これに対する被告の答

弁書には、①取引先の信用を害

する行為があつたこと及び無闇

を見せるつもりはない」と拒ん

□むすび

旨の和解をして本件は終結した。

から 第三回期日において解雇
予告手当の満額と退職金の八〇

頼人にも早期解決を望んだこと

要であるがことなどの説示を受けると、転じて積極的に金銭解

の不支給には労基署の認定が必

の正当性を裏付けようとしてき

当初は、依頼人の勤務成績の不

会社側に代理人を選任せり。

である。

満たさず不利益変更が認められ

卷之三